

## 第4章 防災計画

## 第4章 防災計画

### 4.1. 防火・防犯対策

---

#### 4.1.1. 火災時の安全性に係る課題

##### ① 当該文化財の燃焼特性

旧三笠ホテルは木造建築であり、外部内部ともに仕上げに木材が利用され、燃焼性は高い。小屋組内部は隔壁等で区画されておらず、内装も漆喰壁と煉瓦造の煙突以外は大半が木部で仕上げられており、内部で出火があった場合には、火災が燃え広がる危険性が高い。また、外装も基礎以外は大半が木部である。外壁下見板は柱及び間柱に取付けられ、内部側の木摺下地となり、中間に防火層となるような要素はなく、着火した場合には火災が拡がりやすいことが懸念される。ただし、屋根面はスレート葺であり、周辺火災での火の粉の飛来による類焼の危険性は低い。

令和保存修理工事において耐震補強を実施予定であり、地震時の建物倒壊による火災の危険性は低減されるものの、通電火災等の危険性が残る。

##### ② 延焼の危険性

現在は、管理棟と既存トイレ棟は近接している。計画では、管理棟は現状のままとし既存トイレ棟は取り壊し予定である。敷地東側にはエレベーター棟、新設トイレ棟、ポンプ室の増築を計画している。これらの建物で火災が発生した場合には旧三笠ホテルにも延焼の危険性がある。また、敷地北西側の隣地には住宅が近接しており、隣地にて火災が発生した場合には、北側外壁面で輻射熱等による延焼も懸念される。

計画区域周辺は別荘地で夏期のみ利用されている場合が多い。北西側隣地以外は、旧三笠ホテルからは一定の距離があり、敷地周辺には樹木も茂っているため、延焼の危険性は低い。

##### ③ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

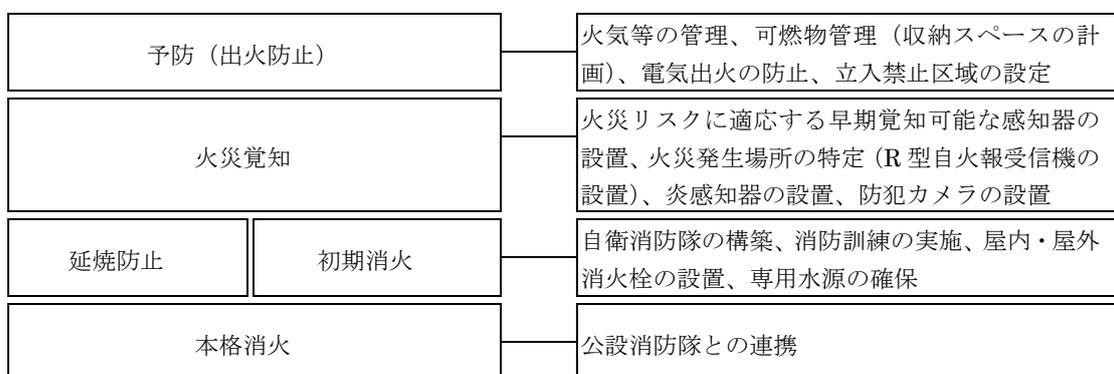
「重要文化財・旧三笠ホテル消防計画」に基づき、軽井沢町教育委員会が管理にあたっている。令和保存修理工事期間中においては、作業現場の収容人員から防火管理者の選任が必要な規模であるため、軽井沢町教育委員会生涯学習課文化振興係長(以下、「文化振興係長」)を防火管理者に充てる。防火管理者を自衛消防隊長として消防隊を組織し、工事関係者を以て編成する。防火管理者は、火災予防上必要な事項等について工事施工責任者に対し指導、監督を行う。今後、保存修理工事後の公開・活用に向け消防計画の適切な見直しを行い、それに基づいた防火管理を行っていくことが必要である。

#### 4.1.2. 防火・防犯対策の基本方針

木造建造物で火災が発生すると、適切な初期消火が行われない場合には火災が拡大しやすい。一方、公設消防隊が通報から現地に到着し消火活動に取り掛かるまでには10～15分程度要する見込みで、本格消火活動の開始時には火災盛期を迎えていることも考えられる。そのため、木造の文化財建造物を火災から守るためには、火災発生の予防（出火防止）、火災が発生した場合には早期覚知、その後の初期消火による火災鎮圧が重要である。本計画では、予防（出火防止）、火災覚知、初期消火、延焼防止、本格消火、の各面から旧三笠ホテルの火災発生を防止し、万一出火した場合にも被害を最小限にとどめることを基本として計画を行う。

また、文化財建造物の火災要因には放火が多く含まれることを考慮し、防火を意識した防犯対策についても充実を図る。

図 4-1. 防火対策検討の概要



#### 4.1.3. 防火管理計画

##### ① 防火管理者の氏名及び住所

◎保存修理工事期間・・・生涯学習課文化振興係長（軽井沢町大字長倉 2353-1）

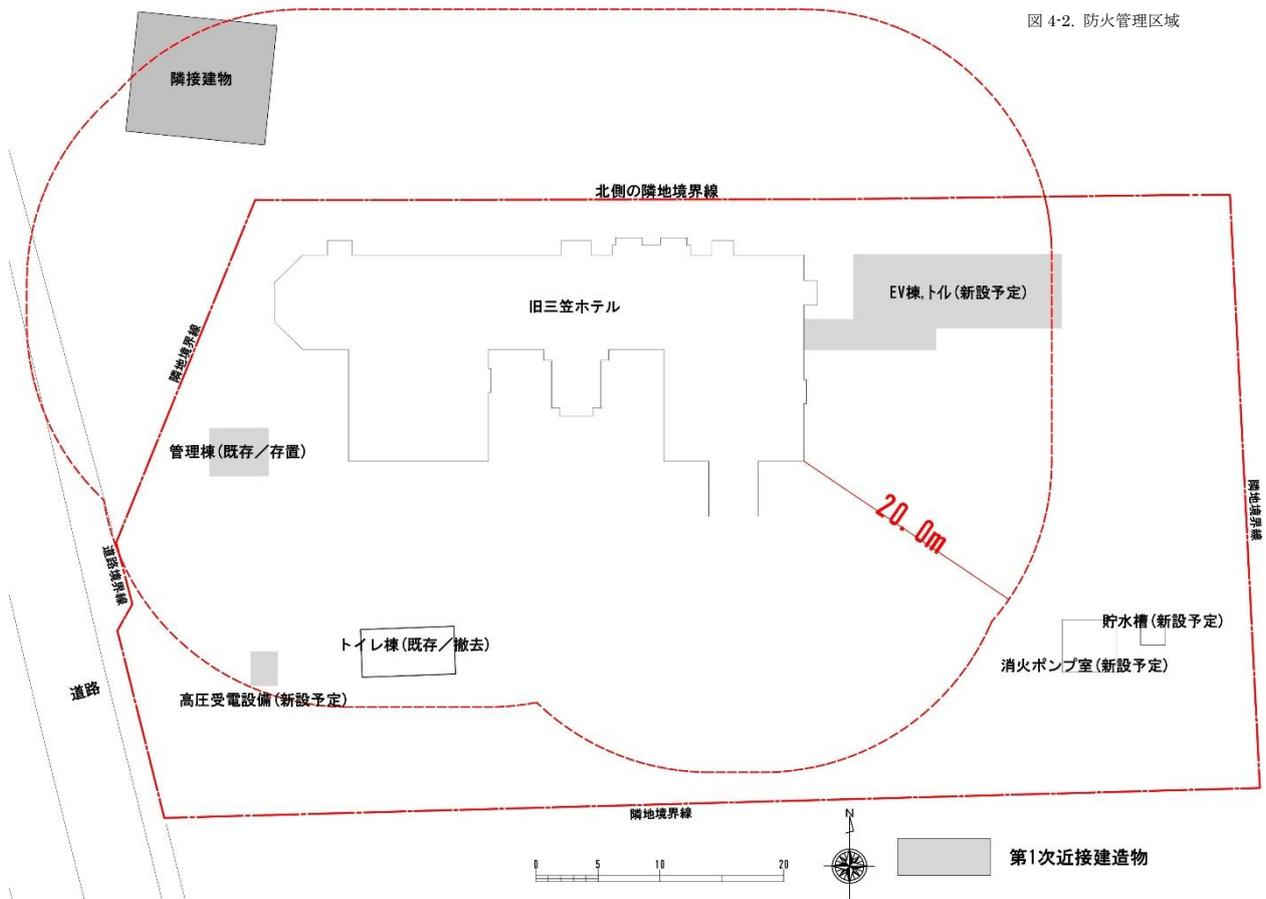
◎保存修理工事後・・・重要文化財旧三笠ホテル館長（軽井沢町大字軽井沢 1339-342）

※公開時は防火管理者が常駐

##### ② 防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という。）は、計画区域全域とする。重要文化財との近接距離が20m以下で延焼の恐れのある管理棟、新たに計画しているエレベーター棟、新設のトイレ棟、敷地北西側隣地の住宅を「第1次近接建造物」とする。既存トイレ棟は解体予定のため含まない。

図 4-2. 防火管理区域



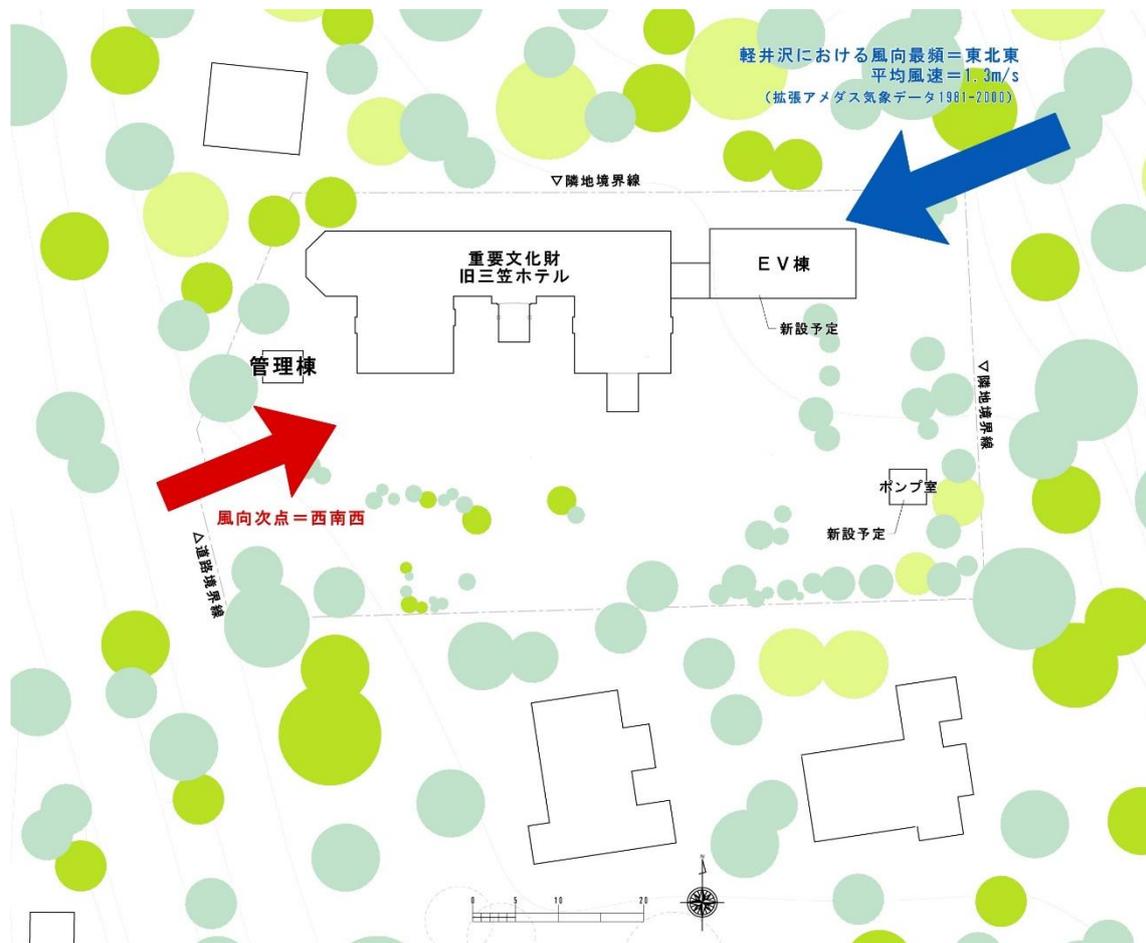
### ③ 防火環境の把握

第一次近接建造物である管理棟、既存のトイレ棟共に木造であるが、外部内部及び屋根面とも不燃材で仕上げられている。ただし、底を支える柱等の木部は露出している。総合的に見て、燃焼性は比較的高い。また防火管理区域外にあたる北西側隣地の住宅も木造であり、燃焼性は高いと考えられる。新たに計画しているエレベーター棟（トイレ含む）、消火ポンプ室等は耐火性能を考慮して構造、仕様を決定する。

隣地（防火管理区域外）には、住宅が散在している。木造の建物も多く主屋の他に車庫や物置などを有する住宅もある。主屋では薪ストーブや暖炉を始めとする暖房器具やその他の生活用熱源として火気が使用されている。「4.1.1. 火災時の安全性に係る課題」に記した通り、北西側隣地以外では周辺で発生した火災による延焼の危険性は低い。

ただし、敷地周囲は山林に囲まれており、山林火災が発生した場合には、延焼の可能性も考えられる。気象データ（拡張アメダス 1981－2000）より、風向最頻は東北東（次点は西南西）、平均風速 1.3m/s である事が確認出来る。

図 4-3. 軽井沢の風向き特性



#### ④ 予防措置（出火防止）

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐため、以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については、関係者と協議の上、可能な措置を講じることに努める。

##### (ア) 火気等の管理

###### ◎保存修理工事期間

指定場所以外は火気厳禁とする。溶接・溶断などの作業を行う際には、周囲を不燃性のシート等で遮蔽する。また、可燃性物品や危険物等の付近で火気は使用しない。

###### ◎保存修理工事後

敷地内は禁煙とし、指定場所以外での火気の使用は行わない。旧三笠ホテル内部に設置予定のカフェに付随する厨房の調理器具は火気厳禁とし、電磁調理器を使用する。また、館内の暖房器具は、係員が常駐する場所及び来館者が常時滞留するカフェ、ミュージアムショップ、パントリー、控室への設置を基本とし、電気ヒーターを採用する。最終退館者が施錠とともに火気の確認を確実にすることとする。

## (イ) 電気火災・落雷火災の予防

最終退館者は、電気火災の発生を予防するため、防災上必要な機器に接続したもの、活用上最低限必要な機器（冷蔵庫等）を除き、旧三笠ホテル建物の電源供給を遮断する。夜間に稼働する電気機器は残るため、電気火災のリスクはゼロとはならないが、最小限におさえる。

雷保護システムを設置し、落雷があった場合は、建物内外、小屋裏等の点検を確実にを行う。

## (ウ) 可燃物の管理

### ◎保存修理工事期間

作業現場において可燃物の除去を徹底し、工事資器材等の整理整頓を心がける。塗料などの危険物品は定められた不燃性の保管庫等に格納し施錠管理を行う。現場には必要最小限の量を持ち込むこととする。

### ◎保存修理工事後

危険物の管理を徹底し、可燃物の整理整頓及び除去を行い出火防止に努める。パンフレット類や書類などは原則として管理棟及びエレベーター棟の倉庫において保管し、その他の可燃物は、関係者のみ立入可能なバックヤード（1F／リビングルーム、No.21 及び附室、No.22 及び附室、倉庫(1)(2)(3) 2F／No.5 及び附室、No.6 及び附室、No.12) にて管理し、施錠を確実にを行う。見学者及び利用者用のゴミ箱はエレベーター棟及び新設トイレ棟に設置し、旧三笠ホテル内部には設置しない。開館時間及び閉館後に敷地内の見回りを行い、ゴミや枝などが落ちていれば処理する。落葉の時期は、建物周囲の落葉清掃をこまめに実施し、回収後は敷地内に溜めず可燃ゴミとして確実に処理する。

## (エ) 警備

### ◎保存修理工事期間

夜間及び無人時における機械警備及び夜間巡回を委託する。敷地の外周に仮囲いと赤外線センサーを設置し、異常発生時には警備員による現地確認を行う。

### ◎保存修理工事後

#### i. 巡回及び機械警備

開館時間内は係員が常駐する。建物内外に防犯カメラを設置し、開館時間内は管理棟のモニターで監視を行う。不審者等を発見した際は、無線通信により館内関係者へ連絡し対応する。夜間・休館日等の無人時は、警備会社へ機械警備を委託し、昼夜各1回の巡回を行う。年末年始や夏期には消防団による夜警巡回パトロールを実施しているため、旧三笠ホテル近辺の防火パトロールの強化を要請する。また、日頃から所轄の警察署によるパトロールや立ち寄りなどの協力を要請し、有事の際に迅速に対応してもらえるよう連携を図る。

#### ii. 施錠管理

放火などの犯罪を防止するため、関係者のみ立入可能な部屋においては施錠を徹底する。最終退館者が火気及び施錠の確認を確実にを行う。

#### (オ) 安全対策

各所に消防用設備等の設置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して建物内に掲示する。避難用経路（中央階段）と消防・関係者用非常用経路（脇階段）とを分け明確化しておく。避難口、避難通路などは、避難の障害となる設備や物品を設置せず避難経路を確保する。また、館内各室においては整理整頓を徹底する。冬期には、避難口外側周辺の除雪を徹底する。

#### (カ) 隣地火災への対応

敷地北西側にある建物（第1次近接建造物）で火災が発生した場合は延焼の危険性があるため、延焼防止のための散水を実施するよう消防への協力を仰ぐ。また周辺での火災発生時には速やかに管理者へ情報伝達するよう消防へ依頼しておく。

#### ⑤ 初期消火の体制

保存修理工事期間においては、工事管理者である文化振興係長を防火管理者とした工事中の消防計画と初期消火体制を定め、関係者による消防訓練を実施し初期消火に有効な消火器及び消火栓（既設）の使用法の習熟に努める。

保存修理工事後は、町教育委員会及び所轄消防署の指導の下、初期消火体制と消火訓練計画を定め、旧三笠ホテル館長を自衛消防隊長として自衛消防隊組織編制表（図4-4.任務分担）により管理者が自衛消防隊を設置、編成する。また、昼間と夜間それぞれの対応方針を定める。

##### [昼間]（図4-5.昼間の対応フロー）

昼間は、自衛消防隊を主体とした初期消火を行う。自衛消防隊は、係員にカフェとミュージアムショップのスタッフも加えて構成する。自火報発報と同時に軽井沢消防署でも通報装置により受信し、管理棟係員と連絡を取って、出動の要否を確認することで、出火確認および駆け付け時間の短縮を図る。

##### [夜間及び休館日]（図4-6.夜間の対応フロー）

夜間や休館日等の無人時の火災確認は、委託先の警備会社、軽井沢消防署、関係者（軽井沢町及び管理者）の3者が行う。自火報の発報は同時に、警備会社集中管理センターへ移報し、通報装置により軽井沢消防署に直接通知し、関係者には電話により一斉に自動通報する。警備会社集中管理センターでは火災場所と防犯カメラ映像を確認する。集中管理センターから現地直近の警備会社詰所に現地確認を指示する。軽井沢消防署は通知を受信したら、警備会社からの通報を待たずに現地確認を行う。通報を受けた関係者は、対応可能な者が現地確認に向かう。防犯カメラや外部から火災が視認できない場合も、必ず館内にて火災発生場所を確認し、館内巡回を行う。なお、関係者や警備会社の到着を待たなくても消防隊が進入できるように門扉及び建物入口の鍵は予め消防署へ預けておき、外部から火災が確認できない場合であっても館内の確認を実施してもらうよう協力を仰ぐ。

警備会社、軽井沢消防署、関係者が同時に自火報発報を確認し、それぞれが現地へ駆け付けられる体制をつくることで、相互の連絡による初期対応の遅延を防ぐ。

(ア) 任務分担（通報・初期消火・避難誘導・搬出・救護等）

消火体制を定め、通報・初期消火・避難誘導・搬出・救護等を行う。館長は自衛消防隊長として火災時に自衛消防活動を統括し、全体を指揮する。

(イ) 訓練実施計画（定期的かつ実践的な訓練の実施等）

消防計画に基づき、通報連絡・初期消火活動・避難誘導等の役割を確認するとともに、消火設備の操作及び習熟のため、消防署と共同で年に 2 回の総合訓練を実施する。総合訓練は、主管課である軽井沢町教育委員会生涯学習課が主体となって、旧三笠ホテルに従事する関係者全員が参加し、消火器はすべての関係者が使用できるように、また易操作性の消火栓は特定の関係者が使用できるよう習熟に努める。防火管理者は、訓練結果を記録するとともに講評し、必要に応じて消防計画の内容を見直す。

総合訓練とは別に、関係者による図上演習による火災訓練を導入する。図上演習では、平面図の上に、駒を参加者と見立てて、出火時に各自の役割、消火設備配置の確認など、フローのチェックを行う。総合訓練に比べて実施が容易で、関係者の意識付けにもつなげることができる。演習の有効性を高めるため、所轄消防署による助言を求めることも検討する。図上演習は隔月に実施する。

図 4-4. 任務分担（昼間）

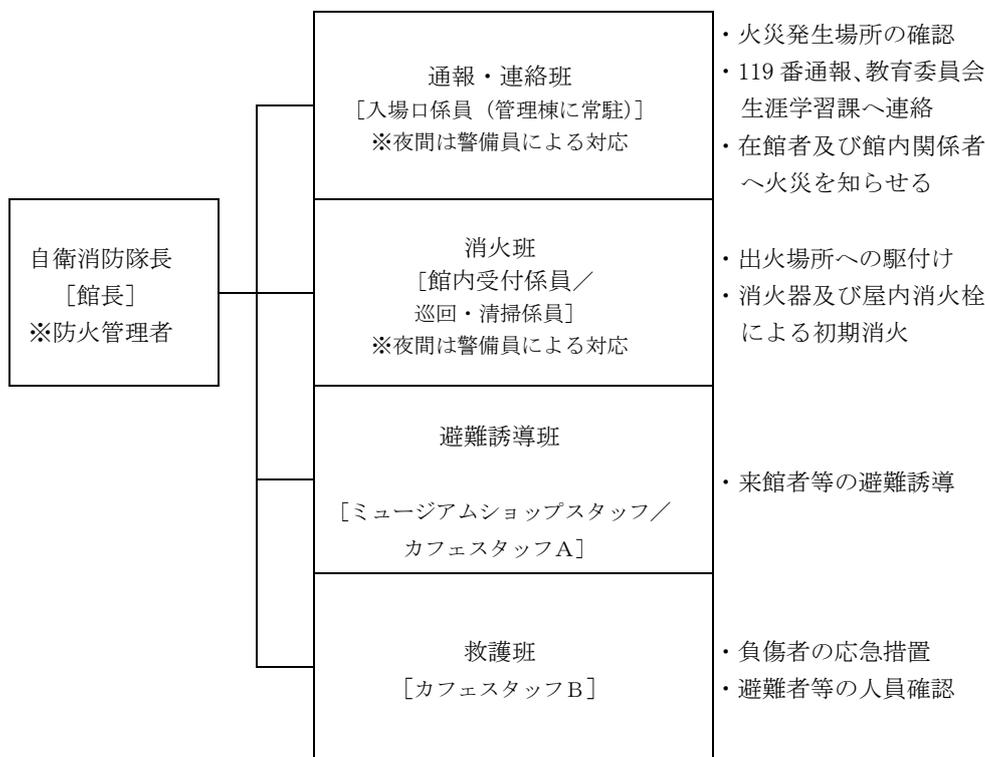


図 4-5. 昼間の対応フロー

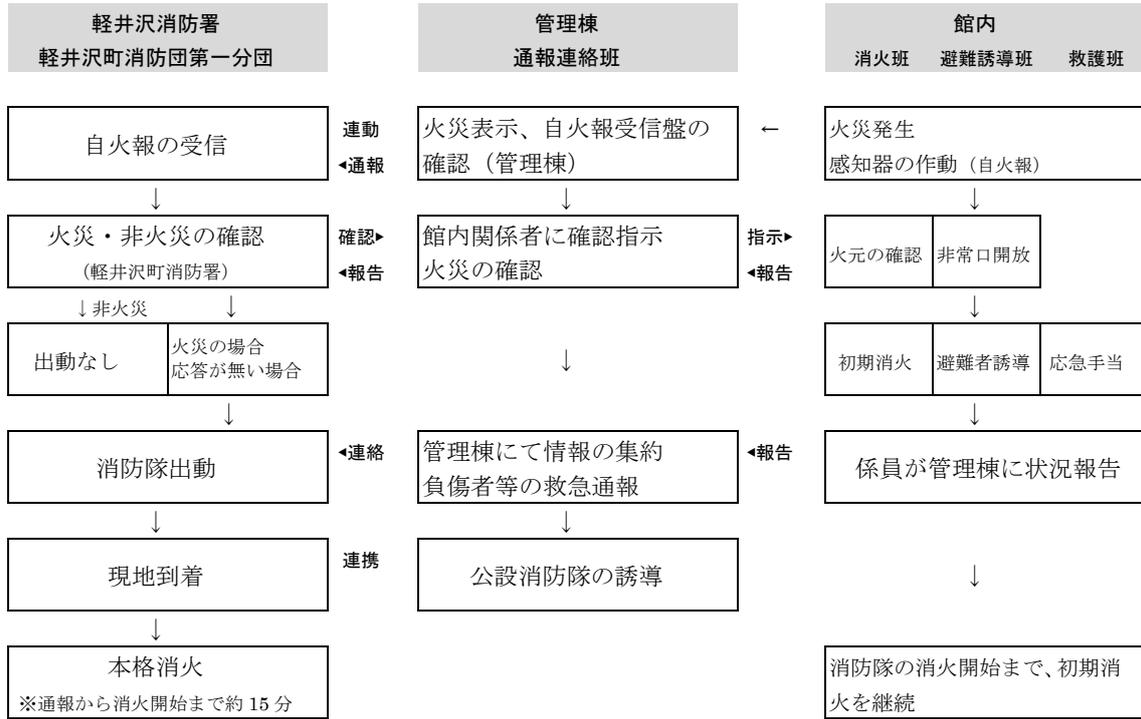
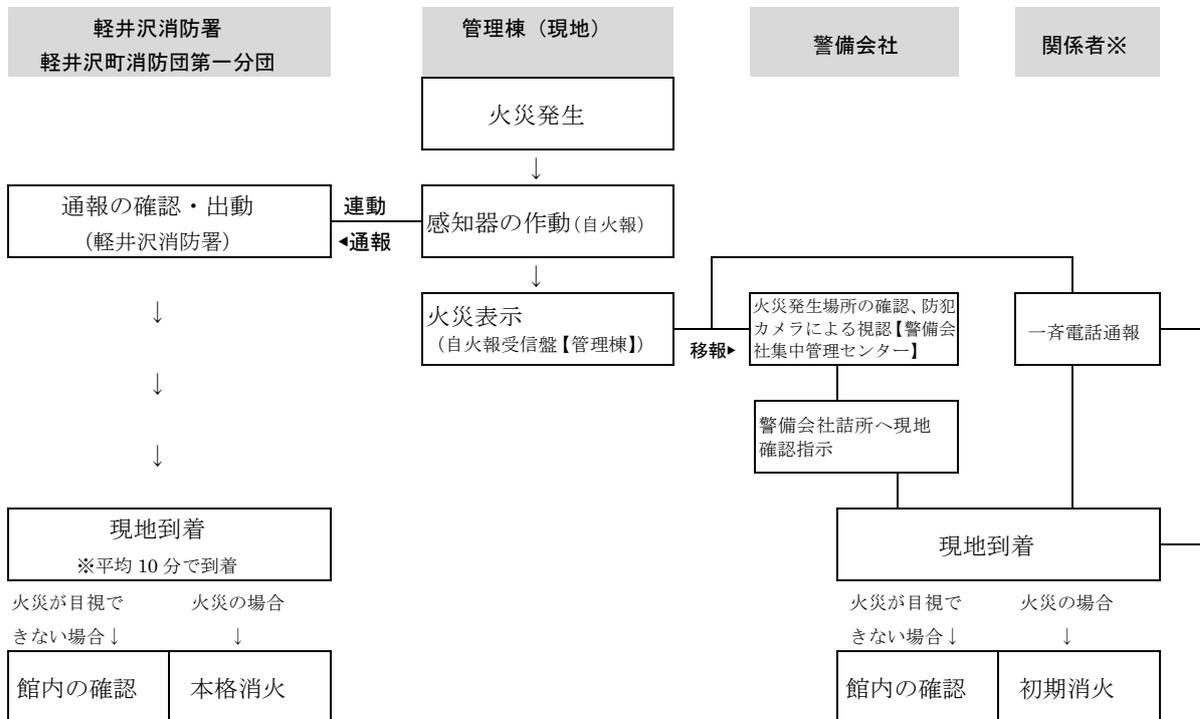


図 4-6. 夜間の対応フロー



※関係者は軽井沢町及び管理者（指定管理者）を指す。

#### 4.1.4. 防犯計画

開館時及び閉館後において、過去には鉛筆や釘による落書きといった軽微なき損があったものの、放火などの重大事故は発生していない。開館時は係員による巡回、閉館後は機械警備を継続する。重要文化財建造物内におけるき損行為及び放火等の犯罪を抑止及び監視するため、建物内外の人目に付きにくい場所等に防犯カメラ及び防犯灯を設置する。外部では、防犯カメラは炎感知器とセットで設置することで、火災覚知の確認にも使用できる配置とする。また、不審者への対応として赤外線センサーの設置も検討する。

#### 4.1.5. 防災設備（防火・防犯設備）計画

##### ① 設置状況（修理工事実施前）

##### （ア）火災警報設備

自動火災報知設備を設置している。感知器は、スポット型の熱感知器（定温式及び差動式）及び煙感知器を使用している。

##### （イ）消火設備

消火器を設置しているが、屋内消火栓は未設置である。屋外には水道管直結の消火栓を2ヵ所設置している。また敷地西の道路側に防火水槽を設置している。

##### （ウ）その他の設備

避難設備として、誘導灯及び誘導標識を設置している。

##### ② 今後の設備整備計画

旧三笠ホテルは全体として消防法施行令別表1の(17)項に規定されている防火対象物であるが、新しく導入するカフェ及び厨房は(3)項、ミュージアムショップは(4)項に該当する。所轄の軽井沢消防署との協議により、建物全体として15項及び16項イ・ロには該当しないため、用途ごとに必要な消火設備の設置を計画する。消火器及び自動火災報知設備は設置済みだが、今回の工事にて更新する。特に、扱いが比較的容易な消火器は、関係者の目に付きやすい場所に複数個増設する。今後の活用方法の変化に応じて、防火対策について下記の項目に基づき設備の新設・整備等を行う。

##### （ア）出火防止

電気系統の出火防止のため漏電遮断器及び感震ブレーカー等を新設する。最終退館時には旧三笠ホテル本体の主電源を切る。外部には防犯カメラを設置し、異常があった場合に視認できるようにする。既設の避雷設備については再整備する。小屋裏内部では、電気配線を樹脂管内に納めて獣害の発生を予防する。また、配線・配管設備は、経年により劣化し、漏電などの危険性が生じるため20年から30年周期で更新を行う。

#### (イ) 火災覚知

屋外のポールに炎感知器を防犯カメラと共に設置する。屋内は火災の早期発見のため、煙感知器を主体に更新する。厨房は熱感知器とする。自動火災報知設備はR型受信機とする。火災通報装置を管理棟に設置する。

#### (ウ) 初期消火

消防法上の設置規定を準拠しつつ、館内のスタッフがいる場所等には消火器の追加配置を行う。出火初期の場合は近くの消火器を用い初期消火にあたる。また、1人でも使用可能な易操作性の消火栓を屋内外に新設し、これを併用して適切な初期消火を行い、火災の鎮圧に努める。屋外にはポンプ室及び貯水槽（有効 40 m<sup>3</sup>、消火栓 4 台同時で 50 分放水可能）を新設する。消火ポンプはエンジン式とする。

#### (エ) 延焼防止

近隣住宅火災、山林火災、敷地内の建物火災等が生じて、旧三笠ホテル本体に延焼の恐れがある場合には、消火栓を用いて壁面に放水して延焼防止を図る。近隣住宅火災については、炎感知器を敷地北西側隣地の住宅方向で発生した火災も覚知できる配置とすることで、早期覚知し対処できるよう警戒する。消防隊による延焼防止のための散水についても同様に協力を要請しておく。所轄以外の消防隊が消火活動を行うことも想定し、管外の消防署に対し、重要文化財建造物であることを周知し文化財としての価値を守るための消火活動に心がけてもらうよう協力要請することも検討する。

#### (オ) 本格消火

本格消火は公設消防隊により実施する。消防署が使用できるよう、屋外の既設消火栓及び防火水槽は継続使用し、必要に応じて修繕・交換等の整備を行う。また、旧三笠ホテル西側を流れる河川（精進場川）の水量が豊富であることから、火災発生時に水源として利用可能か使用方法等を検討する。夜間・休日の消防隊による消火活動を考慮し、門扉及び建物の鍵は所轄消防署へ貸与する。

表 4-1. 消防法上の義務設置となる設備等

用途	重要文化財建造物	カフェ（厨房を含む）	ミュージアムショップ	設置予定設備
区分	(17) 項	(3) 項	(4) 項	
カーテン等の防災措置	—	○	○	
消火器具	○	—	—	◎
屋内消火栓設備	—	—	—	◎
スプリンクラー設備※1	—	—	—	△
屋外消火栓設備	— 延床 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	— 延床 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	— 延床 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	◎
動力消防ポンプ設備	— 延床 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	— 延床 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	— 延床 $\geq 3,000 \text{ m}^2$	◎
自動火災報知設備	○	○	—	◎
ガス漏れ火災警報設備	—	—	—	
漏電火災警報器	—	—	—	◎
消防機関へ通報する 火災報知設備	○	—	—	◎
非常警報設備	○※2 一般階収容人員 $\geq 50$	— 一般階収容人員 $\geq 50$	— 一般階収容人員 $\geq 50$	
非常警報設備 (放送設備)	— 地下3階以上,地上11階以上	— 地下3階以上,地上11階以上	— 地下3階以上,地上11階以上	◎※3
避難器具	— 3F 未満	— 2F 収容人員 $\geq 50$	— 2F 収容人員 $\geq 50$	
誘導灯	—	△ (要協議)	△ (要協議)	◎
誘導標識	—	—	—	◎
消防用水	— 敷地面積 $\geq 20,000 \text{ m}^2$ かつ延床 $\geq 5000 \text{ m}^2$	— 敷地面積 $\geq 20,000 \text{ m}^2$ かつ延床 $\geq 5000 \text{ m}^2$	— 敷地面積 $\geq 20,000 \text{ m}^2$ かつ延床 $\geq 5000 \text{ m}^2$	
(備考) 避難器具必要個数		収容人員 200 人以下 ⇒ 1 個		
非常用照明設備	—	—	—	◎
感震ブレーカー	—	—	—	◎

※1 計画策定時(令和4年3月)で、できるかぎり初期消火体制を充実させているためスプリンクラーは設置しない方針とする。

※2 自動火災報知設備設置により非常警報設備は設置免除となる。

※3 非常警報設備(放送設備)は任意で設置を予定する。

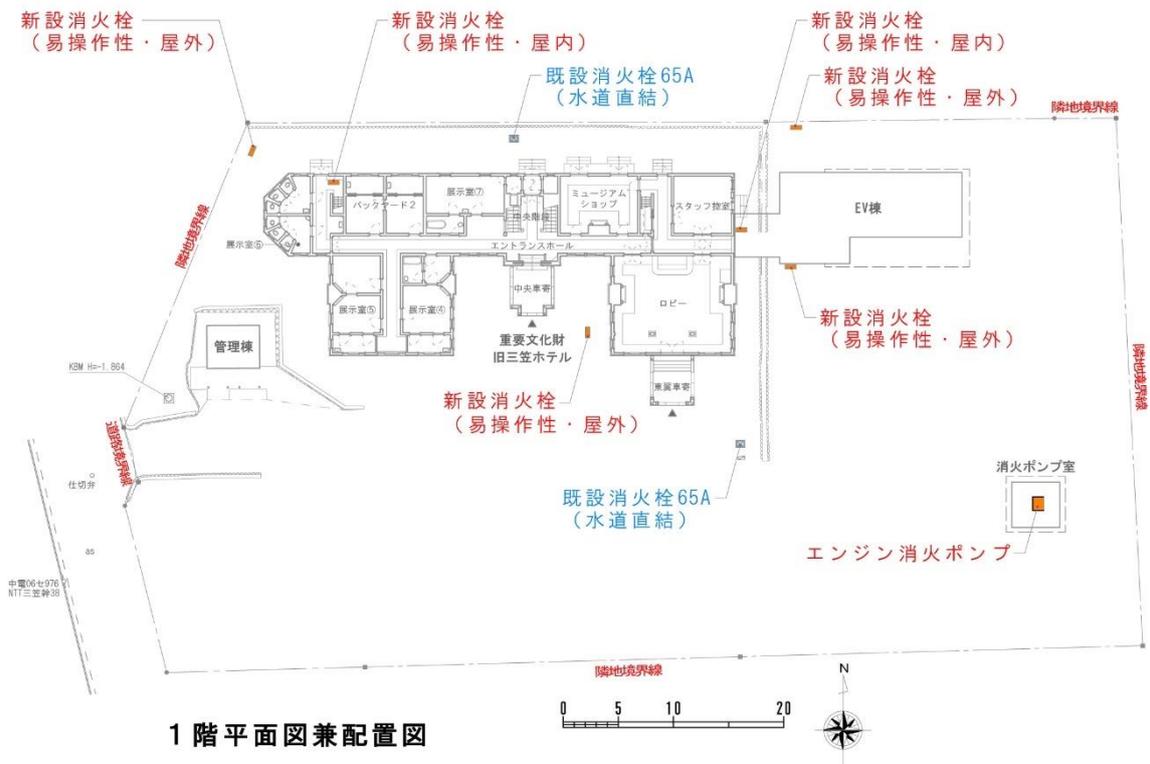
### ③ 保守管理計画

消防法により定められた作動点検、外観点検、機能点検、総合点検などの定期点検を実施する。同法に定められていない任意設置となる防災設備についても、同法に準じた点検を実施する。点検の結果、不良が発覚した場合、速やかに機能の回復を図る。点検、修理、更新について記録の作成、整備、保管に努めるとともに、防災設備の現況について日頃から教育委員会、消防本部等に理解を得て緊急時の対応が速やかにできるように努める。

図 4-7. 防災設備整備計画図



2階平面図



1階平面図兼配置図

## 4.2. 耐震対策

---

### 4.2.1. 耐震診断及び耐震補強

#### ① 耐震診断

平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度の 2 ヶ年で耐震診断 (公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託) を実施した。限界耐力計算による診断の結果、大地震時には倒壊の恐れのある建物であると判明した。

#### ② 耐震補強方針

令和元年からの保存修理に合わせて耐震補強を実施中である。耐震性能の目標は、文化庁「重要文化財 (建造物) 耐震基礎診断実施要領」(平成 24[2012]年改正) における「安全確保水準」とし、大地震時においても倒壊せず、人命の安全確保が図られるものとする。

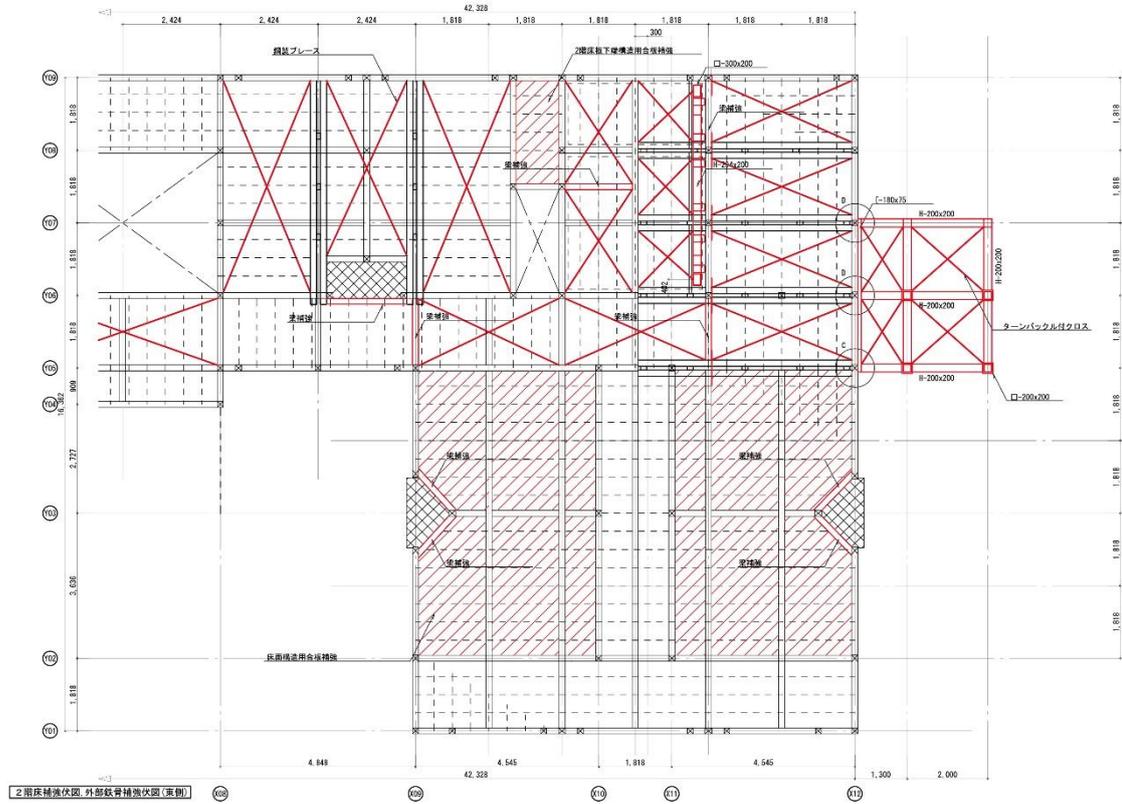
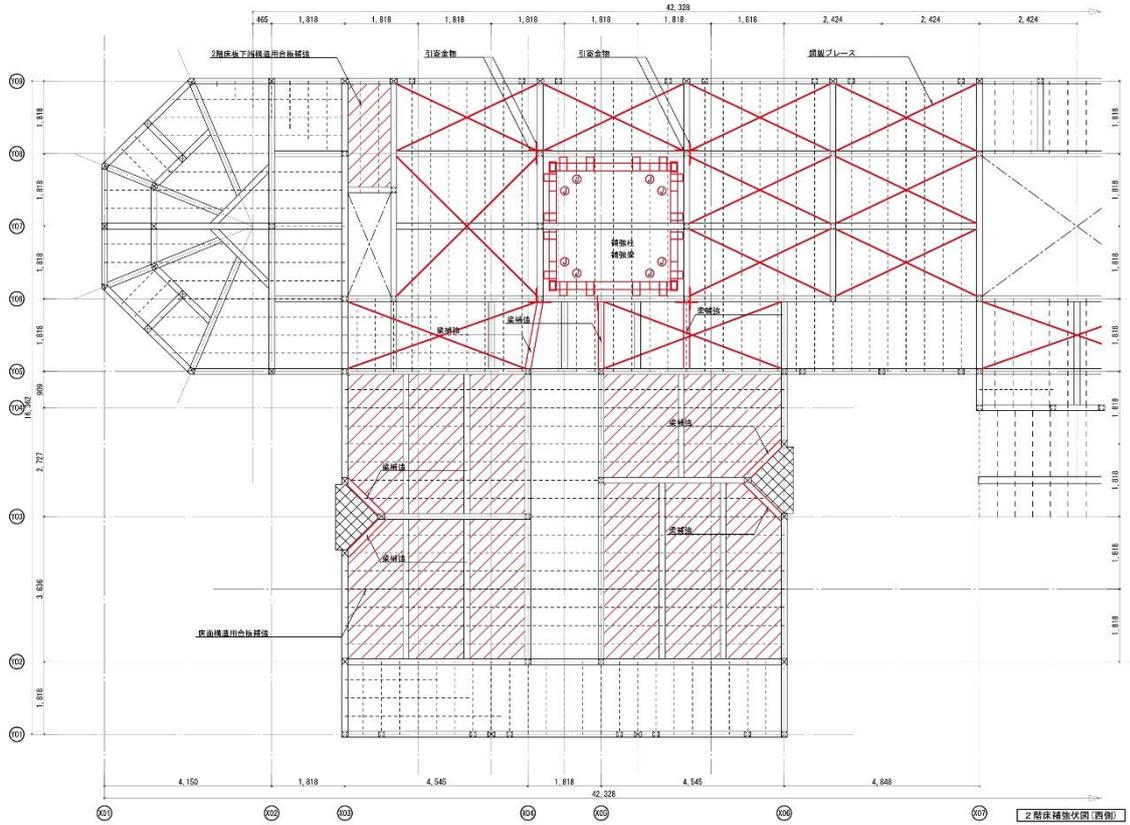
耐震強度の不足を補うため補強鉄骨フレームを建物内の東西 2 ヶ所および東側外部 1 ヶ所に集中配置する。このほか、水平構面を設けるため小屋内と 2 階床下のほぼ全面に鉄筋ブレースを取付け、東翼・西翼の 2 階客室の床面には構造用合板を張る。また、煉瓦積煙突の補強のため上部から基礎コンクリートまで垂直方向にステンレス鉄筋を挿入して補強し、小屋内と 2 階床下では水平方向にアンカーを挿入して補強梁にて固定する。基礎の石積の補強のため石積内側に鉄筋コンクリートを増し打ちする (図 4-8.構造補強概要図 1F、図 4-9.構造補強概要図 2F 参照)。

### 4.2.2. 地震時の対処方針

火災総合訓練などと合わせ、地震を想定した定期的かつ実践的な訓練を実施する。また、地震が発生した際には、被災者の救助を優先し、在館者の安全を確保する。電源や燃料を遮断し、屋外への飛び出し禁止などの措置をとる。在館者の避難後は、立入り制限等の然るべき措置をとる。また日常より什器等の転倒防止、火気の管理に努める。

文化財建造物に対しては、その部材の保護に努める。建物の変形や破損に対しては、復旧可能な支持材の補加、危険部分の撤去格納などを行う。

図 4-8. 構造補強概要図 1F (赤線が補強を示す)





### 4.3. その他の災害対策

---

#### 4.3.1. 風水害

##### ① 被害の想定 注1

近代においては、三笠ホテル開業後の明治 43 (1910) 年 8 月、豪雨により全町が大洪水となり甚大な被害を受け、三笠ホテルの「日本館」も流失している。また昭和に入ってから台風による風水害が発生している。

近年においては、平成 13 (2001) 年、平成 19 (2007) 年に発生した台風の際に町内でも死者・負傷者が出るなどの被害が生じている。計画区域が土砂災害警戒区域 (イエローゾーン: 土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある地域「図 4-10.三笠ホテル周囲ハザードマップ」) に指定されていることから、今後 100 年に 1 回程度の確率で発生する大雨によって土砂災害が発生し建物への被害が想定される。

風に関しては、昭和 34 (1959) 年の台風 7 号において、8 月 14 日に最大瞬間風速 36.3m/s を記録している (注2)。風に対しては耐震補強を行うことにより、建築基準法の風荷重に対して十分な耐風性能を有していることを確認した。

##### ② 今後の対処方針

近年、計画区域において大雨による土砂災害等は発生していないが、土砂災害警戒区域に指定されていることから、関係住民への危険の周知と警戒避難体制の整備に努める。大雨や大風による被害を未然に防止するため災害が予見される場合には、敷地内への立ち入りを禁止するなどの措置を取る。

#### 4.3.2. 火山災害

##### ① 被害の想定

群馬県との県境に位置する浅間山 (標高 2,568m) は爆発型 (ブルカノ式) 噴火の記録 (天仁の大噴火、天明の大噴火など) が多く残っている。天明 3 (1783) 年の大噴火以降も活動の盛衰はあるものの、数年～数十年ごとに噴火を繰り返しており、今なお火山活動が見られ、今後も極小規模の噴火や小～中規模の噴火、場合によっては大規模噴火の発生が想定されている。計画区域は、火口から約 17～18km 離れているが噴火の際には、火山碎屑物 (火山灰、岩石、軽石等) の影響が想定される。

##### ② 今後の対処方針

浅間山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを来館者に知らせる必要があるため、火山防災マップや火山防災ハンドブックを設置するなど、町や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。係員は火山警報・予報に関する情報を日頃より収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるため避難が速やかに行える環境を整える。

### 4.3.3. 積雪被害

#### ① 被害の想定

軽井沢町における年間の最深積雪の平年値は約 35cm であり、平成 26 (2014) 年 2 月には観測史上初の 99cm (気象庁データ) という豪雪に見舞われ、自衛隊の派遣要請、災害救助法の適用が発令される事態となった。まれに発生する大雪は湿雪の場合が多く、一時的に電気・通信施設に被害を及ぼすほか、周囲の樹木への積雪による枝折れや倒木による建物への被害が想定される。

#### ② 今後の対処方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができることから被害を未然に防ぎ軽減することも可能であるため、気象情報の収集に努める。周辺樹木の管理を徹底し、来館者の動線確保や融雪後における気温低下に伴う凍結にも備えこまめな除雪を心がける。

注 1: 「軽井沢町地域防災計画」資料編「15 災害履歴」に記載された過去の主な災害の記録を参照。

注 2: 気象庁HP「過去の気象データ検索」を参照。

図 4-10. 三笠ホテル周囲ハザードマップ

